

タイトル～<規則改正【9月4日付・官報】が出ました>…「号外第190号」

■規則改正の「パブコメ」終わって、そして「公布」となった。

多岐にわたり論議されてきた、いわゆる【規則改正】も、「8月31日公布」と言われたものの、その後の進展があいまいだったが、「9月4日付けの官報」によって、正式に公開されました。

<参考ホームページ> : <https://kanpou.npb.go.jp/20170904/20170904g00190/20170904g001900023f.html>

<検索方法> : 「インターネット版官報」で検索⇒「号外190号」をクリック⇒「規則」に表示されています。

正式には…【風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則(国家公安委員会第九号)】となる。

つまり「風営法そのもの」では無く、『**「施行規則」と「認定・検定の規則」の一部が改正になりました**』と言う事です。

■…と言う事で、再確認しておきましょう。～【第8条】

最も注目される部分は、【**施行規則第8条・著しく射幸性をそそるおそれのある遊技機の基準**】の項目ですかね。

種別	旧			新	新		
	検査時間	出玉率			検査時間	出玉率	
		下限値	～ 上限値			下限値	～ 上限値
パチンコ ・ アレンジ	1時間	なし	～ 300%	1時間	33.3%	～ 220%	
	***	***	～ ***	4時間	40%	～ 150%	
	10時間	50%	～ 200%	10時間	50%	～ 133.3%	
スロット	400G	なし	～ 300%	400G	33.3%	～ 220%	
	***	***	～ ***	1,600G	40%	～ 150%	
	6,000G	なし	～ 150%	6,000G	50%	～ 126%	
	17,500G	55%	～ 120%	17,500G	60%	～ 115%	

結果的には、パブコメ時公開されていたものと、同じです。

何度も記しますが、これは即、**施行日以後の【保通協の適合試験検査の基準(技術上の規格)】**となります。

そして施行日以後に、各機種(型式)の【**検定・認定の有効期限が切れた時**】からは、『**ホール設置は難しくなる**』と言う事ですね。(※「**みなし機**」となる事は確定。その設置については、各公安委員会の【**暫定処置**】判断となります)

■その他～【別表第2】…「技術上の規格における用語の意味」として、記載。

【追加】された内容(意味・解釈)は、⑤つの項目となる。

(1) <複数の種類の遊技機に共通する事項に係る用語の意味(PもSも)>として、2項目が加えられた。

①:【遊技メダル数表示装置とは…】として、「遊技者が遊技の用に供することができる遊技メダルの総数を電磁的方法により記録し、表示することができる」と記された。

⇒キーワードは【**遊技メダルの総数**】で、従来の「50枚だけ」から、「**全部の枚数**」って事になっている!?

②:もう一つは、【設定変更装置とは…】のが記されたが、現行スロットの設定変更と何も変わっていないです。

(2) <ぱちんこ遊技機に係る用語の意味>として、上記(1)に加え、2項目が加えられた。

③【設定とは…】として、「作動確率の組合せをいう」と加筆されている。

⇒これは単純に『パチンコに設定機能は付ける事は可能ですよ』と言う意味になりますね。

④もう一つは、【遊技球数表示装置とは…】として、「遊技者が遊技球に触れることができない構造を有する遊技機に備えられる装置であって、遊技者が発射させることができる遊技球の総数を電磁的方法により記録し、表示することができるものをいう。」と文面が加えられた。

⇒キーワードは【遊技球に触れることができない構造】で、いわゆる「封入式パチンコ」の形状を示唆しますね。

(3) <回胴式遊技機に係る用語の意味>として、上記(1)に加え、1項目が加えられた。

⑤【再遊技とは…】として、現在の「貯留装置(50枚の事)」に加え「又は遊技メダル数表示装置」が加筆された。

■その他～【別表第3】…「不正改造防止のための遊技機の技術上の規格」として、記載。

【追加】された内容(意味・解釈)は、「1つだけ」となる。

(3) <その他の規格>として、1項目に加筆された。

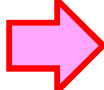
①:従来の「貸し出された遊技メダル等」に加え、「又は貸し出され若しくは入賞により獲得された遊技メダル等の数を示す信号を遊技球数表示装置若しくは遊技メダル数表示装置に送信するためのもの」が加筆された。

⇒まあ、先の「表示装置」を加筆した事で、「封入式のパチンコ機・スロット機」を想定示唆している訳ですね。

■その他～【別表第4】…「ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格」として、記載。

①:【変更された内容】は、<性能に関する規格・遊技球の獲得に係る遊技機の性能に関する規格>として、上記の【施行規則第8条・著しく射幸性をそそるおそれのある遊技機の基準】と同様となっている。

②:パチンコの【MNRS値】についても、パブコメ公開時と変更無く、以下の通りです。(※計算式は従来通り)

パチンコ	最大払出個数	2400個(最大16R)		最大払出個数	1500個(最大10R)
	MNRS値	≤12		MNRS値	≤10

③:パチンコの【最大ラウンド数】は、最大「16R⇒10R」と、パブコメ公開時と同様数値に変更。

これに伴い、「連チャン期待値の計算式」も変更となっている。(※詳細は、従来から理解不能な計算式です…)

④:パチンコの【確率変動】においては、「最大10倍アップ」については変更無し。ただし、「当該比率が設定ごとに異なるものでないこと。」が加筆された。⇒設定付きパチンコ機が可能な前提条件としての加筆ですね。

⑤:<遊技球数表示装置の性能に関する規格>として、3項目が加えられた。

(イ)「遊技者が記録された遊技球の数を示す信号を自由に送信することができる」

(ロ)「記録された遊技球の数を減ずることができないもの」

(ハ)「遊技球の数を示す信号を、遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに送信することができないもの」

⇒そもそもコレって、「管理遊技機に伴う装置の性能」(の可能性)と、私は読み解きます。

⑥:パチンコの【設定】においては、その数は「6を超えるものでないこと」と加えられており、更に「設定変更装置は、遊技者が操作することができない構造を有するものであること」とも加えられている。

■その他～【別表第5】…「回胴式遊技機に係る技術上の規格」として、記載。

①:【変更された内容】は、<性能に関する規格・遊技球の獲得に係る遊技機の性能に関する規格>として、上記の【施行規則第8条・著しく射幸性をそそるおそれのある遊技機の基準】(表参照)と同様となっている。

②:スロットの【最大払出枚数】においては、「第1種特別役物に係る1の役物連続作動装置は、その作動中に、遊技メダルにあっては285枚を、遊技球にあっては1,425個を、それぞれ超えない数」のうちからあらかじめ定められた1の数を超える遊技メダル等が獲得されたときは、その作動を終了するものであること」と変更されている。

⇒つまり、最大払出枚数は「285枚+15枚=300枚」となった。(※従来は「465枚+15枚=480枚」となる)

⇒「遊技球にあっては1,425個」と言う表記は、いわゆる「以前のパロット」に係る玉数の事です。

<閑話休題>…【パロット】の話ですが、胴式規則に則り、メダルでは無く「玉で遊技するスロット機」の事。昔々、2002年に「日本新游技機開発工業会(新游工)」が設立され、2008年5月までに7機種がリリースされたが、同年の「2008年6月」に解散している。そして…今は無い(涙)ちなみに、「1G間=4.1秒ルール」により、1分間に「最大=14.6G」回せるスロットに対して、「1G=15個」の玉を使用するパロットでは、「1分間アウト=200玉」となり、『1日のアウト数値が8万発を超える』事もあった。

③:<遊技メダル数表示装置の性能に関する規格>としては、パチンコ同様に3項目が加えられた。

(イ)「遊技者が記録された遊技球の数を示す信号を自由に送信することができる」

(ロ)「記録された遊技球の数を減ずることができないもの」

(ハ)「遊技球の数を示す信号を、遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに送信することができないもの」

⇒パチンコ同様に、「管理遊技機に伴う装置の性能」(の可能性)と、私は読み解きますが…。

■その他～【別表第6】…「アレンジボール遊技機に係る技術上の規格」として、記載。

「ぱちんこ遊技機」と同様の規格になっています。

■その他～【別表第7】…「じゃん球遊技機に係る技術上の規格」として、記載。

「ぱちんこ遊技機の基準」の中の【10時間試験のみ】の規則となります。(1時間・4時間の規則は無い)

■【附則】～重要なのは「経過措置」の解釈となる。

まず、最初のポイントは【施行期日】になるが、予定通りの【平成30年(2018年)2月1日】からの施行となった事。基本的には、施行後は『新規則以外の遊技機(現在は存在していない)は、全て【射幸心をそそるおそれのある遊技機】となる』訳で、それに対して【経過措置】として、『最大「施行日以後の3年間」を猶予する』と言う捉え方になる。よって、「2月1日以降に検定期間が終了する」遊技機は、施行日後の【遊技機認定申請】は不可となる。

⇒※ただし、いわゆる「前倒し認定(施行日前の早期の認定申請)」に関しては、今まだ判断するところでは無いが、『その可能性は完全否定していない』⇒9月中には、それなりの「全国統一見解は欲しい」ところでもある。

【経過措置】としては、施行日前に「風営法第5条・営業所の許可」・「遊技機の変更承認」の許可が下りている。もしくは、「現に(1月31日までに)申請しているもの」は、従前の例による。⇒改正前の規則に準ずる。

※「2018年2月以降に新店舗の申請した」の場合も、従前基準の(検定期間が残っている)遊技機は設置OK。また、「認定・検定を受けた公示日から3年間」、及び「施行日前に保通協に申請された遊技機」においては従前の例による。この場合「施行日以後に型式試験適合の公示される場合」もあるが、経過措置で販売・設置OKです。ただし、間違いの無いように記しておくが…(重要)

新機種の【検定】の場合は「交付日から3年間」で、検定切れ【認定】の場合は、「施行日から3年間」となります。

<このコラムは、有料コンテンツに該当しております。情報共有可としますが、転載・改ざん等はお控えください>
<また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします>